

赤い羽根募金・中央競馬馬主社会福祉財団への助成申請について
(施設整備・設備整備等)

赤い羽根募金・中央競馬馬主社会福祉財団への助成申請を希望される場合は、次の事項にご留意の上、本会のホームページより様式等を取得のうえ、助成申請書等を本会へ提出してください。

なお、昨年度より、赤い羽根募金については、助成基準の見直しに従い、経年劣化による通常の施設補修、備品の整備等ではなく、災害等による想定外の整備を行う場合、また社会福祉施設が、地域とともに地域課題に取り組む事業や地域貢献事業(※)の実施に必要な機材・車両につきましては、優先して助成することとなりましたので、申請にあたっては、充分ご検討いただきますよう重ねてお願いいたします。

1. 助成申請書について

助成申請書(「赤い羽根募金・中央競馬馬主社会福祉財団助成申請書」、「助成申請事業に関する事業計画書」、添付書類一式)は、2部作成のうえ、1部を控えとし、1部を下記に従い、本会へ提出してください。

2. 助成申請書の提出先について

助成申請書は、原則として本会へメールにて提出してください。(メールにて提出できない場合は郵送でも可)

申請書に添付する書類(申請事業内容により異なります。)についてもできるだけPDF形式にして、メールに添付して送付をお願いします。

社会福祉法人長崎県共同募金会
E-mail:kyobo@akaihane-nagasaki.or.jp

3. 助成申請書の提出期限 . . . 令和7年5月30日(金)までに必着

4. 赤い羽根募金・中央競馬馬主社会福祉財団助成申請書(以下「申請書」)について

- (1) 申請書の代表者等必要事項は必ずご記入してください。
- (2) 担当者は、申請される事業を把握されている方の御名前等をご記入ください。
- (3) 申請理由は、申請施設の活動状況や申請事業の必要性・緊急性等助成を必要とする理由をできるだけ詳しくご記入ください。
- (4) 助成申請額等資金計画については、必ず複数者に見積りを依頼し、法人において検討した具体的な資金計画をご記入ください。
※ 申請書に添付する業者の見積書の明細には、消費税額を明記(非課税物品の場合はその旨が記載されていること)するように依頼してください。
- (5) 助成申請金額は、総事業の75%、100万円を上限とします。申請金額は、万円単位とし、万円未満は自己資金としてください。
- (6) 助成申請書に添付する資料について

申請書の提出にあたっては、申請書に下記の書類を添付してください。

①助成申請事業に関する事業計画書（別紙1）

②見積書の写（建物工事関係・備品等整備の場合）

明細の中に、消費税額を明記すること。なお、見積書の原本は、法人（施設）で保管すること。

③図面

建物の増改築、補修工事等を申請する場合は、必ず図面（平面図、立面図）に申請する工事箇所を明示してください。

④申請事業に係る現状の写真

助成申請事業に係る添付資料として、必ず現状の写真を数枚添付してください。なお、設備整備、備品整備等で機器を更新する場合は、必ず現状の備品等の写真を添付してください。数枚（設備、備品等整備で現有の更新の場合は、現状写真を添付）

⑤カタログ（設備、備品等整備の場合）

設備・備品（遊具等）を申請する場合は、必ずカタログ（表紙と整備予定の物品等が掲載されている部分）を添付してください。（カタログのコピーでも構いません）

カタログは、原則として定価の記載されたものとし、定価の記載のない場合は価格表、定価証明書等を添付する。（いずれの場合も、申請物件の品番、定価がわかるようにマークする。）

5. 助成申請事業に関する事業計画書について（再掲）

助成申請書には、別紙1の「助成申請事業に関する事業計画書」を併せてご提出いただきます。これは、本会が中央競馬馬主社会福祉財団への申請の窓口となっていることから、各法人が希望される申請先（赤い羽根募金又は中央競馬馬主社会福祉財団）を選択していただくためのもので、必ずどちらへ申請を希望されるかご記入のうえ、必ず助成申請書に添付していただきますようお願い申し上げます。

6. 助成申請対象外施設について

特別養護老人ホーム等介護保険サービス事業所や介護保険特定施設は、赤い羽根募金・中央競馬馬主社会福祉財団の助成の対象外とさせていただきます。

但し、車両整備についてのみ、中央競馬馬主社会福祉財団助成金の対象といたします。詳細は、「助成申請要領（車両整備）」を参照ください。

※ 赤い羽根募金の助成対象外とする施設

- ・ 特別養護老人ホーム、高齢者デイサービスセンター、認知症高齢者グループホーム
- ・ 介護保険特定施設・老人保健施設

7. 助成申請対象外事業等について

①既に購入、または完成している工事費等の返済金

- ②事業費総額が10万円に満たないもの
- ③国・県等の補助金で整備できるもの
- ④法人資金（繰越金）等に対応可能なもの
- ⑤事務用品、事務用機器（パソコン、コピー機等）
- ⑥介護保険事業に関わるもの（注1）
- ⑦申請後、助成が決定する前に購入または工事着工したもの
- ⑧その他、本会配分要綱により除くもの

また、申請に際しては、次の事項にご留意ください。

- (1) 1法人1事業のみ申請を行うことができます。赤い羽根募金と中央競馬馬主社会福祉財団助成金の併願はできません。
- (2) 介護保険事業に係る事業については、中央競馬馬主社会福祉財団の車両整備を除き、助成申請ができませんのでご注意ください。（注1）
- (3) 少額の遊具、備品の整備等法人で整備可能なものは申請をご遠慮ください。
- (4) 赤い羽根募金の助成や中央競馬馬主社会福祉財団の助成を受けた社会福祉施設は、連年での助成申請は、原則として認められておりませんのでご注意ください。

8. 助成決定の時期について

(1) 赤い羽根募金助成金

赤い羽根募金に申請のあった事業については、本会における現地調査を実施した後、赤い羽根募金の助成を希望された場合は、令和8年3月に本会配分委員会における個別の審査を経た後、理事会・評議員会の決議により、採択の可否が決定します。

また、赤い羽根募金の助成を希望された事業の審査にあたっては、当該事業費総額の4分の3以内を原則とし、上限100万円を目途としております。従って、申請を出される際は、資金計画等十分検討のうえご提出ください。

なお、当年度の募金による助成財源の状況から申請額より少ない額で決定する場合がありますので、予めご了承ください。

(2) 中央競馬馬主社会福祉財団助成金

中央競馬馬主社会福祉財団の助成を希望された場合は、本年7月開催の審査委員会の審議を経て、推薦が決まった事業については、改めて中央競馬馬主社会福祉財団の様式による申請書などを作成後、本会を経由して当該財団へ申請を行い、その後助成決定が行われます。

9. (公財) 中央競馬馬主社会福祉財団への助成申請について (参考)

建物の補修、増改築、備品整備等（介護保険対象施設を除く。）や車両の整備等の多額の申請については、赤い羽根募金の減少から対応が難しく、中央競馬馬主社会福祉財団の助成金をおすすめしていましたが、ここ数年、当該財団の助成金の本県枠が600万円程度で推移しているため、中央競馬馬主社会福祉財団へ助成要望さ

れる場合も、資金計画等を十分ご検討ください。

なお、助成団体の概要は以下のとおりです。

※中央競馬馬主社会福祉財団（馬主の寄付金による助成事業）

（令和7年度長崎県助成金の枠 677万円）

助成対象事業

- 1) 障害者（児）、老人福祉事業、母子及び児童福祉事業における施設の設置・拡充または改築
- 2) 備品、設備整備事業
- 3) 車両の整備（法人が要望する全ての車両）

※ 中央競馬馬主社会福祉財団では、NPO法人について助成対象となりますが、申請にあたっては地元の社会福祉協議会の推薦が必要となります。詳しくは、本会担当までお尋ねください。

※ 中央競馬馬主社会福祉財団への助成要望に際して、介護保険サービス事業所等については、3)車両の整備に限定します。

※ 上記助成団体への申請を検討する場合で、内容等不明の場合は本会までお問い合わせください。

10. 現地調査の実施について

本会では、助成申請の事業内容の確認と実態を把握するため、現地調査を行います。調査の実施については、事前に本会より日程の調整をさせていただきますが、本会業務の都合上、現地調査の時期は、前半（6月）と後半（翌年2月）の2回を予定しています。申請の依あつた施設には何らかの形でお伺いすることとなります。従って、現地調査の実施前に申請のあつた事業の着工（備品等購入等を含む。）を行った場合は、申請がなかつたものとなります。

なお、前年度、助成枠の関係で採択を見送りとなった場合で、翌年度同一内容で申請をいただいた場合は、現地調査は省略し電話による聞き取りとさせていただきます。

長崎県共同募金会 担当：甲能、田浦 Tel 095-846-8682 Fax 095-846-8565 E-mail kyobo@akaihane-nagasaki.or.jp (郵送の場合) 〒852-8104 長崎市茂里町 3-24 長崎県総合福祉センター内
--